

受付印

市民税・府民税 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

【記載例】特別徴収 → 一括徴収

南丹市長 令和3年9月6日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 (氏名) 株式会社 ○△物産	担当係 総務係	3年度 特別徴収 指定番号 12345678					
	所在地 (住所) 京都府南丹市○町△47番地1	ふりがな 氏名 なんたん ぜいたろう 南丹 税太郎	3年度 宛名番号 87654321						
	個人番号又は法人番号	電話 0771-68-0004	3年度 特別徴収 指定番号						
給与所得者	フリガナ 氏名 南丹 園子	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 48,000	(イ) 徴収済税額 6月分から 8月分まで 12,000	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 36,000	異動年月日 3年 8月31日	異動の事由 ① 退職 ② 一括徴収	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	1月1日以降退職時 までの給与支払額 控除社会保険料額
生年月日	明・大(昭)平 35年1月1日生								
個人番号	9876****4321								
住所	1月1日 現在 京都府南丹市○町□3番地1								

◎給与と所得者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい勤務先 の名称 及び所在地	所在地 〒 - - 名称	特別徴収指定番号 法人番号 (電話 - - )	左記勤務先(担当 氏)へは月割額 円を 月分(翌月10日納期限) から徴収するよう連絡済です。
------------------------	--------------------	-------------------------------	--

◎給与と等額の支払を受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収理由	一括徴収する場合	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備考
	① 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出があったため。 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	8月25日	36,000円	36,000円	左記の一括徴収した税額は 8月分で納入します。(翌月10日納期限) 左記の一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納期限)

一括徴収理由	一括徴収しない場合
	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 2. 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。) 3. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4. 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄	年度	月分以降の月割額は	1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収へ切替 3. 一括徴収( 月分納入) 4. その他	点検
	年度	月分以降の月割額は	1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収へ切替 3. 一括徴収( 月分納入) 4. その他	点検

1. 異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までに提出してください。
2. 退職者については、この異動届出書のほかに、翌年の1月31日までに給与支払報告書の提出が必要です。
3. この用紙は太枠内に必要事項を記入し、1部を提出してください。
4. 「一括徴収」する場合は、理由欄を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載するとともに1の場合は給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。